

公共基準点利用（目的外使用）契約書

公共基準点の利用にあたり、札幌市（以下「甲」という。）と、利用申請人 _____（以下「乙」という。）は、札幌市公共基準点の管理に関する要綱 第5条 第2項 及び 札幌市公共基準点の利用（目的外使用）に係る取扱い要領 第4条 の規定に基づき、下記のとおり契約を締結する。

なお、本契約をもって公共基準点の利用を承認する。

記

- 1 乙が甲に支払う利用料 金 円
 - 2 利用料の納入方法 甲が指定する方法による。
 - 3 利用指示日 年 月 日から 年 月 日まで
 - 4 利用する公共基準点の
標識番号及び点数

[No.	.	No.
	No.	.	No.
	No.	.	No.
- (計 点)
- 5 その他の事項 別紙のとおり

年 月 日

甲) 札幌市

代表者 札幌市長

ⓐ

乙) 利用申請人

ⓑ

※ 本様式は、公共基準点を利用（目的外使用）する際の契約に適用する。

公共基準点利用（目的外使用）契約約款

甲及び乙は、公共基準点の利用に関して、契約書に定めるものの他、この約款に定める事項について履行するものとする。

- 1 乙は、本契約書に定める利用料について、甲の指定する納期限までに納入すること。
- 2 乙は、甲の指示する期間以外に公共基準点を使用してはならない。
- 3 乙は、承認を受けた以外の公共基準点を使用してはならない。
- 4 甲又は乙が契約事項を変更する場合は、契約書に記す利用指示日の期限前日までに申し出るものとし、甲、乙協議の上変更することができる。
ただし、天災その他やむを得ない理由のため、前日までの契約変更が困難な場合はこの限りでない。
- 5 天災その他の不可抗力により、承認した公共基準点が利用できないと認められる場合以外は、甲は乙に対して利用料の返還は行わないものとする。
- 6 この契約による行為の一切の責任は乙が負うものとし、乙は、甲に対して補償等を請求することができない。

利用上の厳守事項

- ① 学校、社寺及び民地等に設置してある公共基準点を利用する場合、乙は、あらかじめ土地の所有者又は管理者から、土地の立入りについて了解を得ること。
- ② 本契約に基づく測量作業中は、本契約書（写しでもよい。）を必ず携行すること。
- ③ 公共基準点保護蓋の着脱等取扱いについては破損のないよう注意し、周辺を汚さぬよう作業すること。また、利用後は必ず施錠すること。
- ④ 乙は、測量作業終了後、直ちに甲へ「公共基準点使用（利用）報告書」を提出すること。
- ⑤ 乙は、公共基準点の利用に際し、疑問等があるときは、甲と協議すること。

※ 本約款は、公共基準点を利用（目的外使用）する際の契約に適用する。